

令和4年9月5日

保護者の皆様

大津市立堅田中学校

校長 太田 雅之

## 気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置について(お知らせ)

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」についてお知らせします。下記の**太字**の通り臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断による措置を行う場合は、連絡ツール「Tetoru(テトル)」でお知らせします。

記

### I 気象(暴風を含む警報、特別警報)

- 1 当日の午前7時の時点で、県内に**暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報**が発表されている場合、その日は**臨時休業**とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に確実に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されるおそれがある場合は、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、県内に暴風を含む警報または大津市南部地域に特別警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
  - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
  - 土砂災害警戒情報が発表されている。
  - 避難情報が発表され、本校(体育館)に避難所が設置されている。

### II 地震

**前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間**(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻)の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

### III 武力攻撃事態等

**前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間**(前日が土日祝日の場合は、該当の時刻)に大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、**大津市から市民に対してあった場合**は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

【表題】 台風11号の接近に伴う連絡事項(お知らせ)

【内容】

保護者のみなさまへ

明日6日(火)に台風11号が日本列島の日本海側を通過します。そこで、大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準について、添付ファイル(PDF)にてお知らせをします。

なお、局地的なゲリラ暴風雨も考えられますので、いつも以上の注意が必要です。また、増水などにより川や湖が非常に危険になる場合があります。ご家庭でも台風接近時には川や湖、危険な場所に近づかず、身を守る行動をとるようお話をしていただけたいと思います。

堅田中学校